

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志翔会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めたものである。

(報酬等の定義)

第2条 役員等が、定款で定める理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会（以下「会議等」という。）に出席したときは、報酬を支給することができる。

2 前項に係る旅費等は、実費を支給することができる。

3 役員等が研修等の出張をするときは、同条第1項及び第2項を準用する。

(理事の報酬)

第3条 理事に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲内で、別表に定める支給基準に従って支給することができる。

2 理事が前条に規定する目的以外で、法人運営のために理事長の命を受けてその業務に当る時は、別表に定める支給基準に従って支給することができる。

3 前項に係る旅費等については、実費を支給することができる。

(監事の報酬)

第4条 監事に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲内で、別表に定める支給基準に従って支給することができる。

(評議員の報酬)

第5条 評議員に対して、定款に定める総額を超えない範囲内で、別表に定める支給基準に従って支給することができる。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

－ 別表 －

役員等の報酬支給基準

1 理事の報酬

内 容		支給基準
1	理事会	5,000円
2	評議員会	5,000円
3	評議員選任・解任委員会	5,000円
4	研修等	5,000円
5	第3条第2項に規定する業務	10,000円

2 監事の報酬

内 容		支給基準
1	理事会	5,000円
2	評議員会	5,000円
3	研修等	5,000円
4	監事監査指導	10,000円
4-1	2-4の業務において、公認会計士・税理士等の専門的知識を有する者が監査を通じて、法人経営及び運営の指導に当たる場合は、その報酬に20,000円を加算して支給することができる。	

3 評議員の報酬

内 容		支給基準
1	評議員会	5,000円
2	評議員選任・解任委員会	5,000円
3	研修等	5,000円